令和7年度「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(次期航空機開発等支援事業)」に 係る補助事業者募集要領

令和7年2月12日経済産業省製造産業局

経済産業省では、令和7年度「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(次期航空機開発等支援事業)」を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)(以下「補助金適正化法」という。)」、「交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

なお、本公募は、令和7年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、 予算成立前に募集するものです。令和7年度当初予算成立以前は、採択予定者の決定となり、 予算の成立等をもって 採択者とすることとします。

# 補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
  - なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認 された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。そ の際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間(最大36ヵ月)行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。現在停止中の事業者は以下 URL にて公表されています。

https://www.meti.go.jp/information 2/publicoffer/shimeiteishi.html

④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、 刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理 解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。

- ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費に ついては、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額 100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません (補助事業の実施体制が何重であっても同様。)。

掲載アドレス: http://www.meti.go.jp/information\_2/publicoffer/shimeiteishi.html

⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること)しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

# 【1. 事業概要】

#### 1-1. 事業目的

経済産業省では、2024年4月に新たな「航空機産業戦略」を策定し、我が国航空機産業の 課題と成長の方向性を示したところ。同戦略では、新たな市場、既存市場のボリュームゾー ンの双方においてインテグレーション能力を獲得することで従来のサプライヤー構造を脱し、 将来的に国際連携による完成機事業創出を目指すこととしている。

また、今後航空機需要がさらに拡大する中で、2050 年ネットゼロ目標(ICAO 合意)の中で日本の航空機産業が成長するには SAF 等の燃料転換や、航空機の運航改善のほか、機体構造体の軽量化やエンジンの燃費性能の向上への投資が必要。

このような背景を踏まえ、本事業は、CO2 の排出削減に資する、先進複合材適用や高効率 生産に関する実証、エンジンの低燃費化等に対応する技術実証を通じ、次期航空機開発プロ ジェクトでインテグレーション能力を獲得するともに、MRO 拠点(Maintenance(整備)、 Repair(修理)、Overhaul(分解・点検等)の整備を含む一貫した 事業実施能力を獲得する ことを**目的とする**。

#### 1-2. 事業スキーム



補助率:定額

※本公募の対象

補助率:(1/2相当、1/3相当)

#### 1-3. 事業内容

(1) 次期機体主要構造体開発・高レート生産技術実証

国内企業が次期航空機開発プロジェクトに上流工程から参画してインテグレーション能力を獲得すべく、機体の軽量化に資する複合材適用実証、生産量増大に向けた高効率生産実証を間接補助事業者が要する費用の一部を補助する事業。さらにはサプライチェーン全体の生産能力を向上すべく、間接補助事業者が生産性向上に向けた設備投資や工程認証取得等に要する費用の一部を補助する事業。

(2) 次期エンジンアーキテクチャ技術実証

現在のエンジンよりも高効率なエンジン開発に必要な要素技術実証、具体的には燃費向上を間接補助事業者が目指す上で必要な要素レベルの技術実証、要素技術を組み合わせた試作検討等に要する費用の一部を補助する事業。

(3) 国内エンジン MRO 拠点強化支援

海外の整備拠点を利用せざるを得ない状況にあるエンジン MRO について、間接補助事業者が 部品修理や整備後の試運転設備等の導入により、国内で一貫して整備可能な体制構築に要する 費用の一部を補助する事業。 なお、事業の実施にあたっては、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(GX 推進戦略)に記載の『国による投資促進策の基本原則』や分野別投資戦略に記載の『「投資促進策」の執行原則』等に基づき、間接補助事業者の採択時のコミットメントの確認、事業実施期間中におけるモニタリング等を、経済産業省担当部署と協議のうえ適時適切に実施することとする。

#### <参考資料>

脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(GX 推進戦略)

(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx\_jikkou\_kaigi/pdf/gx\_jikkou\_kaigi1222.pdf)

分野別投資戦略

(https://www.meti.go.jp/press/2024/12/20241227006/20241227006.html)

# 1-4. 事業実施期間

- 1-3. 事業内容(1)・(2) 交付決定日~令和10年3月31日(最長)
- 1-3. 事業内容(3)交付決定日~令和12年3月29日(最長)
- ※令和7年度から令和11年度までの複数年度にまたがる事業に対する補助事業(国庫債務負担行為)

### 1-5. 応募資格

応募資格:次の要件を満たす民間企業等とします。

- ※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事者が事業提案書を提出してください。(ただし、幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません。)
- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分 な管理能力を有していること。
- ④経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者では ないこと。
- ⑤採択者の決定後速やかに採択結果((ア)採択事業者名、(イ)採択金額、(ウ)第三者委員会審査委員の属性、(エ)第三者委員会による審査結果の概要、(オ)全公募参加者の名称及び採点結果(原則、不採択となった公募参加者名とその採点結果の対応関係は分からない形で公表。ただし二者応募の際は大規模事業の透明性確保の重要性に鑑み、対応関係が推測されようとも公表。))を経済産業省ホームページで公表することに同意すること。

#### 【2. 補助金交付の要件】

2-1. 採択予定件数:1件

# 2-2. 補助率・補助額

定額補助(10/10)とし、868億円(うち業務管理費10億円以内)を上限 とします。なお、最終的な実施内容、交付決定額については、経済産業省と調整した 上で決定することとします。

#### 【3. 補助金の支払い】

# 3-1. 支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払となります。

※事業が採択され、交付決定通知を受けた事業については、事業終了前の支払い(概算払)を行う際は、財務省の承認を受ければ可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、 概算払いを希望する場合は、担当者にご相談ください。必要な書類等などをご案内い たします。

参考: 概算払い手続に必要な書類フォーマットは以下 URL に掲載されています。

https://www.meti.go.jp/information\_2/publicoffer/jimusyori\_manual.html

#### 3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、 支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

#### 3-3. 実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者(ただし、税込み100万円以上の取引に限る。)の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料(※)を添付してください。

(※)本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費(借料及び損料を含む)」、「補助人件費(人材派遣も含む)」は対象外とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合(再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る)も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください(再々委託先については金額の記述は不要)。

# 【実施体制資料の記載例】

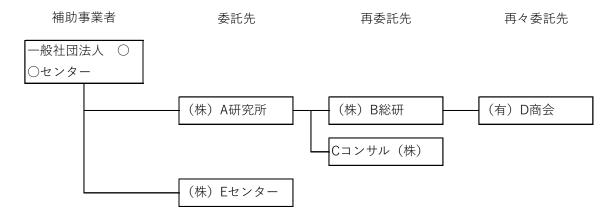
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて 示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、 契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制(税込み100万円以上の請負・委託契約)

事業者名	当社との関係	住所	契約金額(税込み)	業務の範囲	
(株) A研究所	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円	※できる限り詳細に記入	
	安心儿	米水師しし四	単位で表記	のこと	
(株)B総研	再委託先((株)A研究	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照	
(1717) [27]	所の委託先)				
Cコンサル(株)	再委託先((株)A研究	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照	
	所の委託先)	T 10104X (V) S XX			
┃ (有)D商会	再々委託先((株)B総	  上記記載例参照	記入不要(※)	上記記載例参照	
(日) 日间五	研からの委託先)	T 10104X (V) S 7/4	此八十女(八)		
(株)Eセンター	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円	※できる限り詳細に記入	
	安市5万	米小野〇〇匹	単位で表記	のこと	

<sup>(※) (</sup>有) D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図(税込み100万円以上の請負・委託契約)



# 【4. 応募手続き】

### 4-1. 募集期間

募集開始日:令和7年2月12日(水)

締切日:令和7年3月6日(木)13時必着

- ※ J グランツを利用する場合、締め切り日の13時までに申請を実施したもの。
- ※電子メールの場合、締め切り日の13時までに到着が確認できたもの。

# 4-2. 説明会の開催

以下日時に「Teams」を用いて行うので、【10. 問い合せ先】に連絡先(所属組織及び所属部署名、担当者名、電話番号、E-mail アドレス)を令和7年2月16日(日)18時00分までに登録すること。(事前にテスト連絡をする場合がある。)「Teams」

が利用できない場合は、概要を共有するので、その旨を連絡するとともに連絡先を登録すること。

令和7年2月18日(火)17時00分

#### 4-3. 応募書類

① 補助金申請システム「Jグランツ」で応募を受け付けます。Jグランツでは、本申請を受け付けるとともに、Jグランツで行われた申請等に対しては原則として、Jグランツで通知等を行います。Jグランツを利用するにはGビズIDの取得が必要です。GビズIDが取得できない場合は、郵送又は電子メールで申請してください。
※Jグランツでの提出方法等の詳細はJグランツに掲載しているマニュアルを参照してください。

https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/

② 電子メールの場合には、以下の書類を「bzl-minkou-seizou-koukukibuki@meti.go.jp」 宛に送付してください。その際メールの件名(題名)を必ず「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(次期航空機開発等支援事業)申請書」としてください。 郵送等の場合には、以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(次期航空機開発等支援事業)申請書」と記載してください。

#### 【例】

- 申請書(様式1)1部>
- ·提案書(様式2)<1部>
- ・採択審査を行う上での必要書類<1部> (会社概要(パンフレットなど)、直近の財務諸表等)
- ③ 申請時・業務実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報(提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます)については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関(政策の効果検証(EBPM)目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者)に提供・利活用される場合があります。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなします。

なお、応募書類は返却しません。

- ④ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- ⑤ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることが

あります。

#### 4-4. 応募書類の提出先

応募書類はJグランツ、電子メール又は郵送・宅配便等により以下に提出してください。

<Jグランツの場合>

Jグランツにログインし、本補助金を検索の上、応募に必要な事項等を入力、添付 して申請してください。

https://www.jgrants-portal.go.jp/

<電子メールの場合>

「bzl-minkou-seizou-koukukibuki@meti.go.jp」宛

メールの件名(題名)を必ず「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(次期航空機開発等支援事業)申請書」としてください。

<郵送等の場合>

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 製造産業局 航空機武器産業課

「令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(次期航空機開発等支援 事業)」担当あて

- ※ Jグランツを使用する場合には設立登記法人及び個人事業主以外の申請者(登記法人ではない実行委員会、組合など)は、システム利用に必要なGビズIDの取得ができません。
- ※ 持参及びFAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象 となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。
- ※ <u>締切を過ぎての提出は受け付けられません</u>。郵送等の場合、配達の都合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

# 【5. 審査·採択】

### 5-1. 審查•採択方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現 地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。採択にあたっては、 第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

#### 5-2. 審查•採択基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- 「1. 事業概要」の「1-5. 応募資格」の内容を満たしているか。
- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。

- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑥ 事業規模及び継続性 補助金交付目的の達成に向けて、継続的に事業管理が図られるよう客観的情報に基づき資金計画及び修正計画が作成されているか。
- ⑦ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑧ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑨ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ① コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ① 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分(以下)について、 委託・外注を行っていないか。

#### 【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・間接補助事業内容の決定(交付規程の作成、審査基準の策定、実施手段・方法、 採択のための審査委員会の選定、委嘱、交付対象者、スケジュール、実施体制)
- ・間接補助事業者の交付決定、額の確定等の交付規程で定める事務局が行うべき通知及び承認
- ・委託・外注先の業務執行管理(委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び 確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ)
- ・報告書(構成及び作成、委託・外注先の内容とりまとめ)
- ・その他、執行管理業務と想定する業務
- ① 業務管理費に対する委託・外注費の額の合計の割合が50%を超えていないか。 超えている場合は、相当な理由があるか(「委託・外注費の額の割合が50%を 超える理由書」を作成し提出すること)。
- (13) 賃上げの取組をしているか。
- 以下のうち、いずれかの賃金引上げ計画の表明書等を提出すること。基準を満たす場合、加点対象となります。
- ・令和6年以降に開始する申請者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を[大企業:3%・中小企業:1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- ・令和6年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を[大企業:3%・中小企業:1.5%]以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- ※中小企業等においては、「給与総額とする。」
- (4) ワーク・ライフ・バランスの取組をしているか。
- 以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出すること。基準を満たす場合、 加点措置となります。

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認 定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)
- ・女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト(女性の活躍推進企業データベース)で公表している企業(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
- ・次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライとのよう) イくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)
- ・青少年の雇用の促進に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)

### 5-3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

#### 【6. 交付決定】

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります(補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません)。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、<u>交付条件が合致しない</u>場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

#### 【7. 補助対象経費の計上】

#### 7-1. 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

#### 事業費:

間接補助事業者が行う次の実証又は設備投資等に要する経費の一部を補助する事業に要する経費

- ① 機体の軽量化に資する複合材適用実証、生産量増大に向けた高効率生産実証、さらにサプライチェーン全体の生産能力を向上すべく、生産性向上に向けた設備投資等
- ② 既存エンジンよりも高効率な航空機エンジン開発に必要な要素技術実証等
- ③ エンジン MRO について、部品修理や整備後の試運転設備等の導入により、国内で一貫 して整備可能な体制構築
- ※間接補助事業者への支払は、事業実施期間内に行う必要があります。

#### 業務管理費:

人件費、旅費、会議費、謝金、備品費、消耗品費、委託・外注費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、一般管理費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの ※委託、外注を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達 は認められません。経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者等を選定してください。

- ※業務管理費の経費区分のうち、委託・外注費については、他の経費と区分を分けてください。
- ※委託・外注(契約金額100万円未満は除く)を行う場合、業務の実施に要した経費により精算処理(契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみを支払うこと)を行う必要があります。事務局業務において委託・外注に区分される主な業務は次のとおり。
  - 審査
  - ・事業者サポート(説明会、マニュアル、申請サポートセンター、コールセンター)
  - ・システム調達(業務関連システム、広報関連システムの構築、保守)
  - · 支払業務(振込業務、交付通知)調査 · 分析
  - · 広報業務(広告制作)
  - アドバイザリー業務(法律・会計関連)
  - ・その他事務局業務に要する委託・外注
- ※業務管理費及び精算処理の対象業務(委託先・外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む)において一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める補助事業事務処理マニュアルの「12.一般管理費に関する経理処理」に記載の公募要領等において別途指定する大規模事業の場合の率(8%)を上限としてください。また、一般管理費の経理処理の実施方法についても同マニュアルに沿って実施してください。

補助事業事務処理マニュアル:

https://www.meti.go.jp/information\_2/downloadfiles/2022\_hojo\_manual02.pdf

※業務管理費にかかる一般管理費を計上する場合は、交付申請時に計算書類及び計算の 根拠を確認できる資料(決算書の損益計算書等)を提出してください。なお、委託費・ 外注費を一般管理費の対象経費とすることはできません。

#### 7-2. 直接経費として計上できない経費

- 建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費(ただし、補助事業者に帰責性の

ない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。)

その他事業に関係ない経費

#### 7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額(以下、消費税等という。)が含まれている場合、 交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになり ます。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、 失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の 観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して 補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除 税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意すること。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の 返還を選択する補助事業者

### 【8. 事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

#### 【9. その他の注意点】

① 補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、 交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。 また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準 備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事 項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容 を確認してください。

- ② 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ③ 提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等ついては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。
- ④ 補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。

# 【10. 問い合わせ先】

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 製造産業局 航空機武器産業課

担当:青田、門田

E-mail: bzl-minkou-seizou-koukukibuki@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。 なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「脱炭素成長型経済構造移行推進対策 費補助金(次期航空機開発等支援事業)」としてください。他の件名(題名)ではお問い 合わせに回答できない場合があります。

以上

/-	ᅶ	ᆄ	4	١
( 1	様	II.	- 1	,

受付番号	
※記載不要	

経済産業省 あて

令和7年度「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(次期航空機開発等支援事業)」 申請書

	法人番号(*)	
申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
	氏名 (ふりがな)	
I I I I 連	所属 (部署名)	
連絡担当窓口	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	E-mail	

<sup>\*</sup>法人番号を付与されている場合には、13桁の番号記載し、法人番号を付与されていない個人事業者等の場合には、記載不要。

(様式2)

受付番号	
※記載不要	

令和7年度「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(次期航空機開発等支援事業)」 提案書

- 1. 補助事業の目的及び内容(事業の実施方法)
- (1)補助事業の実施方法
- \*募集要領の「1. 事業概要」の「1-3. 事業内容」の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載の上、補助事業の目的をどのように達成するか記載してください。
- \*本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。
- (2) 実施体制
- \*実施責任者略歴、研究員数等及び実施者の業務内容
- \*外注、委託(コンソーシアム)を予定しているのであればその内容
- (3)補助事業の効果
- \*本事業を実施した場合、期待される効果を記載してください。
- 2. 補助事業の開始及び完了予定日(スケジュール)(1.(1)の実施が月別に分かること)
- \*本事業の事業開始日(交付決定日)は、令和7年4月下旬頃になる見込みです。
- 3. 申請者概要
- (1)申請者の営む主な事業

別添、会社概要(パンフレット)のとおり

- \*会社概要を作成していない場合、申請者の営む主な事業を記載してください。
- (2)申請者の財務状況
- 別添、財務諸表のとおり
- \*特記事項等がある場合には併せて記載してください。
- (3) 事業実績

#### 類似事業の実績

・事業名、事業概要、実施年度、発注者等(自主事業の場合はその旨)

# 4. 補助金見込額等

\*公募申請時点での見込みを記載ください。(採択後、経済産業省と調整した上で決定することとなります。)

### 〇積算内訳

(単位:円)

経費区分及び内訳	補助事業に要する	補助対象経費	補助金申請額
	経費		
〇〇〇〇事業			
I. 人件費(補助率:2/3)	1, 800, 000	1, 800, 000	1, 200, 000
Ⅱ.事業費(補助率:2/3)	5, 782, 000	5, 270, 000	3, 513, 333
	132, 000	120, 000	
謝金(消費税等対象外)	150, 000	150, 000	
備品費	3, 300, 000	3, 000, 000	
委託・外注費	2, 200, 000	2, 000, 000	
*募集要領の「7.補助対象経費の計上」の「7-3.			
補助対象経費からの消費税額の除外)のとおり補助対			
象経費は、原則、消費税等を除外して計上してくださ			
い。			
合計(補助金見込額)	<u>7, 582, 000</u>	<u>7, 070, 000</u>	<u>4, 713, 333</u>

\*補助率は、募集要領の「2.補助金の交付の要件」の「2-2.補助率・補助額」の記載のとおりとしてください。

補助金申請額の小数点以下の端数は切り捨てた金額を記載してください。

#### 〇資金計画

補助事業に要する経費 7,582,000円

うち補助金充当(予定)額 4,713,333円

(精算払までの期間は、自己資金で支弁予定

Or 自己資金での立替えが困難なことから概算払の要望有)

金融機関等からの借入れ(予定)額 2,000,000円

(借入条件:補助事業取得財産の担保予定 有・無)

自己資金充当額 868,667円

収入金 0円

(該当する場合のみ記載のうえ、収入金の詳細について記載すること)

# 5. 遵守確認事項

下記の項目に関して宣誓(チェック)してください。

- □ 応募資格に挙げた要件を満たしていること。
- □ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づき設立された一般社団法人及び一般財団法人で応募しようとするものについては、同法第128条 又は同法第199条に基づく貸借対照表等の公告を実施していること。

会社法等、遵守すべき法令を遵守していること。

(様式3)

受付番号	
※記載不要	

委託・外注費の額の割合が50%を超える理由書

- 1. 事業名:令和7年度「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(次期航空機開発等支援事業)」
- 2. 本事業における主要な業務(事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を含む)内容
- 3. 本事業における委託・外注費率

委託・外注費の契約金額(見込み)(注1,2)の総額÷業務管理費(注2)×100により 算出した率

- ・委託・外注費の契約金額(見込み)(注1,2)の総額: 円
- ・業務管理費(注2): 円

※委託・外注費の契約金額(見込み)の総額及び業務管理費は、税込み100万円未満の取引も算入した数字。

(注1)「委託・外注費」:補助事業事務処理マニュアル上の「I.経理処理のてびき」<主な対象経費項目及びその定義>に記載の経費項目である「Ⅱ事業費(※)(印刷製本費やその他諸経費(修繕・保守費、翻訳通訳、速記費用など)など、他の事業者より特定の役務を提供してもらう事業、請負その他委託の形式を問わない。)、Ⅲ委託・外注費」に計上される総額経費

※「Ⅱ事業費」の対象経費は、他の事業者に特定の役務依頼を行う事業であるため、備品や 消耗品の購入、謝金や補助員人件費などは対象外。

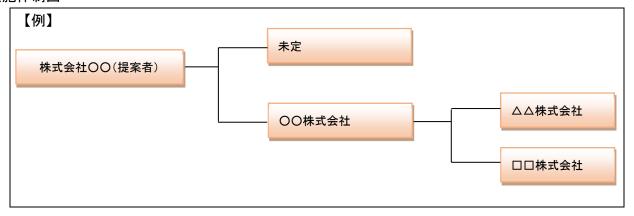
(注2) 交付申請額、委託・外注費の金額及び業務管理費は、「(様式2) 4. 補助金見込額等」における金額に合わせること。税込み100万円未満の取引も算入する。)

%

- 4. 委託先、外注先及び契約金額等
- ※グループ企業(補助事業事務処理マニュアル34ページに記載のグループ企業をいう。) との取引であることのみを選定理由とすることは認められません。
- ※委託先、再委託先及びそれ以下の委託先の契約金額を含めた情報を記載すること。
- ※比率は、委託、外注先ごとの3 の割合

委託先名	精 算 の 有無	契約金額 (見込 み) (円)	比率	再委託先の 選定方法又 は理由※	業務の内容及び範囲
【例】未定 [委託先]	有	10, 000, 000	20.0%	相見積もり	
【例】〇〇(株) [委託先]	有	20, 000, 000	40. 0%	00	コールセンター
【例】△△(株) [再委託先]	有	2, 000, 000	_	00	
【例】口口(株) [再委託先]	無	800, 000	_	00	

# 5. 実施体制図



<b>)</b> .	委託、	外注が必要である理由及び選定理由

※本理由書について開示請求があった場合は、原則開示となる文書であることを前提に記入すること。

※委託・外注費率が50%を超える理由書について、開示請求があった場合は、原則開示となる文書となるため、不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、該当部分を(別紙)として本紙の様式に沿って分けて作成すること。